

容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2026年度）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	9	調整係数の公表は「2022年7～8月（予定）」に行うとの記載があるが、7月下旬までには公表していただきたい。 事前監視への対応にあたっては期待容量の算定が必要であるが、仮に公表が8月となった場合に十分な期間を確保できない虞がある。	調整係数の公表（発動指令電源の調整係数（参考値）を含む）は、2022年7～8月を公表を予定しています。
2	9	発動指令電源の調整係数(参考値)について、公表される具体的なイメージを明示いただけますでしょうか。 具体的には、応札総容量や募集容量に対する落札比率に応じた調整係数となるのか、追加(調達)オークションも含めた約定総容量に対する調整係数となるのか、最終決定される調整係数の最小値となるのか等併せて、調整係数の正式決定タイミングについても、明示いただけますようお願いいたします。	発動指令電源の調整係数(参考値)は、期待容量等算定諸元一覧の公表と同じ時期に公表を予定しています。 また、発動指令電源の調整係数は、応札後に確定するものであり、メインオークションの約定結果に合わせて公表を予定しています。
3	9	(1) 募集スケジュール 中の「需要曲線の公表」のみ時系列がずれています。修正をご検討いただけませんか。	ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。
4	10	安定電源の要件として「期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの」と記載があり、また容量市場かいせつスペシャルサイトには供計ガイドラインに紐づく電源か否かを基準とする、と記載があるが、供計電源の一覧をあらかじめ広域機関側で準備いただく等の措置を検討いただき度い。安定電源と発動指令電源のクライテリアが一部事業者・需要家間で曖昧となっている事象が散見される為。また一覧を準備いただくことで各事業者の入札漏れを防ぐことができると考える。	供給計画の届出は電気事業法により義務付けられており、またその計上の仕方については供計ガイドラインで定められております。 個々の電源について、当該電源が供計ガイドラインに基づく電源か否かは、各事業者が適切に判断していただくものと考えます。
5	11	火力発電を過負荷（増出力）運転した場合、kWが増える部分について、発動指令電源として認められるのか。	安定電源において、アセスメント対象容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に増出力等により当該アセスメント対象容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。
6	12	"※「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給約款に基づく計量器等（ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない）が取り付けられた受電または供給地点毎を指します。 ※ただし、安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。"と記載があるが、安定電源と発動指令電源が同一受電にてともに参加する場合の評価上のクライテリアが明記されていないが、安定電源の「契約容量」を先取りし、残りが発動指令電源として評価される、と言う理解で正しいか。	1計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等情報の登録を行う場合は、安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値を、発動指令電源（電源側）のベースラインとして、発動実績の評価を行います。 ご指摘を踏まえて、容量確保契約約款別紙「ベースラインの算定方法」に内容を記載いたします。
7	13	調整力公募と平仄を合わせるため、3.募集概要 (5)に以下を追記してはいかがでしょうか。 (ケ) 実需給期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約または接続供給契約の登録地点であること (実需給期間に一般送配電事業者による最終保障供給の地点は対象外となります)	ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。
8	13	実効性テスト期間中(実需給期間外)については、最終保障供給であっても(実需給期間中に小売供給に戻る可能性があるため)地点除外しないこととした上で、当該地点においても、アグリゲータから当該最終保障供給を実施している一般送配電事業者に対し、電源等リストに当該地点を登録していること等を示すことにより、一般送配電事業者から計量データの提供を受けることができる等の措置をいただきたいです。	実効性テストにつきましては、ご指摘のリソースは実績の対象となっておりますので、該当する事象が発生した場合は本機関までお問い合わせください。募集要綱において実効性テストだけでなく、実需給期間の扱いを含め、本件内容の記載を明記いたします。
9	13	1計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして登録することが可能となりましたが、過負荷運転が可能な火力発電所についても、定格出力までを安定電源、過負荷運転分を発動指令電源として入札可能と理解して良いでしょうか。	安定電源において、アセスメント対象容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に増出力等により当該アセスメント対象容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。

No.	頁	ご意見	回答
10	24	<p>1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）が今回新たに適用されたが、期待容量登録時に必要な提出書類において、発動指令電源のビジネスプラン申請書（様式3）が求められており、本申請書（様式3）は昨年度から変更がなく、DRを念頭に置いた申請書であると認識している。期待容量登録時に必要な書類等に関して、1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）向けに、様式3の記載内容の変更をご検討いただくか、1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）向けに登録方法等を新たにご整理いただくなど、募集要項に反映いただきたい。</p> <p>【以下、様式3 記載内容抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確保している期待容量（需要家） ・分析に基づく期待容量（需要家） ・需要家の抑制制御方法 ※1 ・需要家獲得の実績と予定 ※3 	<p>1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の発動指令電源についても、通常の発動指令電源と同じく、発動指令電源のビジネスプラン申請書（様式3）を提出してください。</p> <p>なお、電源等リスト提出時に1地点複数応札に該当することを申告いただくことを予定しています。</p>
11	27	<p>最終的にランダム決定される約定方法について、事業者の投資回収の予見性が難しく、事業者の事業継続意欲を大きく低下させる虞、また、需給ひっ迫時に用いる発動指令電源容量が不足する事態に繋がる虞があると考えられる。デマンドレスポンスを増やしていく観点から、約定方法の変更が望ましいのではないか。例えば、電源における未回収コスト発生などの問題点はあるものの、「部分約定を導入し、最終的にランダム決定を止める」ことが望ましい、また、オークションでの事前監視強化等による空入札防止の取組み（公平性の観点から全ての事業者が対象）が望ましいのではないかと。</p>	<p>発動指令電源において落札電源をランダムに決定するのは、調達容量が最小かつ供給信頼度の結果が同じになる組合せが複数存在する場合に行う、稀なケースです。また、ビジネスプラン申請書をご提出いただく段階で、当該容量が確保済か否かを確認するためには、実需給年度の4年前にリソースを確保する必要があり、ビジネスプラン申請書を用いて応札する現在の整理とは合致しないと考えます。</p>
12	28	<p>発動指令電源の応札上限を撤廃いただき度い。上限超過を恐れる心理的影響により0円入札が唯一の合理的な入札行動となる。これにより価格シグナル形成に関与できず、投資回収の予見性を高められないため。</p>	<p>発動指令電源の想定導入量の上限等につきましては、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会でも議論が行われたものとなります。</p> <p>（参考資料） 第64回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 「資料3 容量市場について」をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/064.html</p>
13	28	<p>小売電気事業者等の容量抛売金への影響を鑑みて、発動指令電源の調整係数について、実効性テストで約定容量に達しない電源が多く発生した場合にも、調整係数が増加変更されることがない、という認識は正しいでしょうか。</p>	<p>発動指令電源の調整係数は、メインオークション時点の算定により当該年度の数値を確定し、容量確保契約書の締結を行うものとなります。</p>
14	28	<p>発動指令電源の調整係数について、1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の発動指令電源分についても同様に調整係数の対象となるのか。</p>	<p>1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の発動指令電源分についても同様に、調整係数の対象となります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
15	29	<p>発動指令電源のランダム約定につき再考をお願いしたい。メインオークション時点で提出が求められているビジネスプランをもとに、確保済み容量の多い事業者が優先的に約定される仕組みの導入をお願いしたい。国による審議を踏まえて上限見直しに至ったものの、上限超過を恐れる心理的影響は引き続き残る。そのため応札事業者にとっては「0円入札」が唯一の合理的な入札行動となる。また、上限超過時のランダム約定は抽選で決まる確率論となると、各案件の容量を最小化し案件数を最大化するディスアグリゲーションが合理的な応札行動となり、アグリゲーション効果による供給信頼度が失われるだけでなく、関係各所における実務負担も増加してしまう。調達（オークション実施）断面でのランダム約定の見直し難しい場合、オークション実施後の契約締結～運開準備の断面において、例えば属地エリア毎にディスアグリゲーションされた複数案件のアグリゲーションを認めていただけないか（例：落札された10札の案件をアグリゲートして1案件として運用）。各入札案件に電源識別番号等の情報が付与されることは認識しているものの、ディスアグリゲートされた複数案件の契約締結・発動後の精算業務対応等の実務負荷は、アグリゲートすることで合理化が期待できる。システム上の制約等を踏まえ合理的な範囲でご検討いただきたい。</p>	<p>発動指令電源の落札電源をランダムに決定する方法は、調達容量が最小かつ供給信頼度の結果が同じになる組合せが複数存在する場合に行う稀なケースではありますが、約定結果を決める必要がある場合に用いるものとしています。なお、ビジネスプラン申請書をご提出いただく段階で、当該容量が確保済どうかを決定しておくためには、実需給年度の4年前にリソースを確保する必要が生じるため、現在のビジネスプラン申請書を用いて応札する整理と合致しないものとなります。</p>
16	29	<p>発動指令電源の応札上限容量超過かつ同一価格の応札が複数存在する場合の「ランダム」決定について、どのような基準で「ランダム」に決定するのか、基準を明示いただきたい。 第2回メインオークションでもランダム決定が実施されたが、基準が不明で事業者として納得感に欠ける。</p>	<p>発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配したうえで、落札電源が決定されるようにランダムに選出されます。</p>
17	32	<p>発動指令電源の電源等リスト登録の締切後、当該リスト未提出の事業者に対しその理由を調査いただき度い。理由次第では、供出妥当性の伴わない容量をランダム約定にて通過させていることとなり、改善されるべきと考える為。</p>	<p>電源等リストの未提出を含め、契約容量の全量退出、部分退出となる場合には、当該事業者に対して本機関より事由等の内容確認を行うものとしています。 本機関により、容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合や、重大な違反行為を行ったと認めた場合には、参入ペナルティを科すこともあります。</p>
18	32	<p>「安定電源・変動電源・発動指令電源別の内訳」や「各管区毎の割り当て容量」についても、約定結果とともに公表することをご検討いただき度い。1社で複数の電源（安定電源、変動電源、発動指令電源）を落札している場合、電源別の容量が判断しにくいため。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
19	32	<p>約定結果の公表について、「落札電源毎の、当該電源の容量提供事業者、電源ID（応札単位の附番）、落札容量」が公表されるとされているが、電源IDが容量提供事業者には通知されておらず、また落札された電源のみしか公表されないため、約定結果の公表段階では電源毎の落札／不落がわからないようになっている。DRリソースを有する需要家等にメインオークション落札結果をすみやかに通知する必要があるため、電源IDを容量提供事業者事前に通知する等により、メインオークション結果の公表時点で電源毎の落札／不落を容量提供事業者で確認できるようお願いしたい。</p>	<p>オークションの約定結果公表後、原則翌日には容量市場システムに応札内容の落札・非落札の結果が反映されますので、各事業者におきまして容量市場システムにてご確認ください。</p>
20	33	<p>容量確保契約約款の第7条1項に「建設時の設計効率が高位発熱量・発電端において42%以上であることを確認できない電源」との記載がありますが、当該電源が設備改造を行った場合、設備改造時の設計効率を採用するという認識でよろしかったでしょうか？</p>	<p>実需給年度の一定期間前までに設備改造を行い、審査を終え高位発熱量・発電端において42%以上であることが認められた場合は、設備改造時の設計効率を採用するものとなります。募集要綱の該当箇所へ明記いたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
21	33	<p>設計効率が42%未満の石炭火力発電所を「非効率石炭火力」と定義し容量確保契約金額が20%減額されますが、プラント設計当初からベースとなる蒸気需要が見込まれ熱利用を含めた設計効率および当該年度実績効率が42%以上となる「石炭コージェネレーション発電設備」は非効率石炭火力とならない仕組みとして頂くことを強く要望します。</p> <p>当社は省エネ法では高効率石炭火力、容量市場では非効率石炭火力と定義され混乱おります。当社はプラント設計時点で地域の熱需要が一定量見込まれることから高効率のコジェネ設備を建設し、運転開始以降継続して省エネ法ベンチマークでSクラスを取得しており、設計時点から運用に至るまで高効率石炭火力であると認識しております。</p> <p>電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第四次中間とりまとめ（2021年6月）では、設計効率の算出において毎年変動する混焼率や熱利用分は設計効率の算定外とする旨記載されておりますが、年間設備利用率のペナルティのように毎年変動するプラント効率も当該実績に応じて評価することがあるべき姿であり、上記ルールに改定することで将来のハイブリッド混焼や熱利用といった石炭火力の高効率利用に対する投資およびCO2排出量の削減に繋がるものと考えます。</p>	<p>電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会の第四次中間とりまとめにおきまして、設計効率の算出では毎年変動する混焼率や熱利用分は設計効率の算定外とされております。</p>
22	34	<p>1行目に『なお、2011年度以降に、上記の対象電源が増出力した場合、増出力分についても控除の対象とします。』とありますが、ここで書いてある「控除の対象とします」は「経過措置の対象とします」という意味でしょうか。そうであれば、「経過措置の対象とします」「経過措置による控除の対象とします」のように、言葉遣いを揃えていただけると幸いです。</p>	<p>ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。</p>
23	35	<p>「イ 市場退出時の経済的ペナルティの調整（ア）」において、以下のとおり誤記修正 誤：イー（ア） 正：アー（ア）</p>	<p>ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。</p>
24	35	<p>原案「イ 市場退出時の経済的ペナルティの調整（ア）追加オークション終了後、本オークションおよび追加オークションの実施有無ならびに結果に応じて、上記イ-（ア）に定める・・・」について、「・・・および追加オークションの実施有無ならびに結果に応じて、上記アに定める・・・」の記載ということか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。</p>
25	37	<p>発動指令電源の実効性テストを省略する際の条件について、より柔軟な対応をお願いしたい。例えば、①書面上で供出妥当性を担保できることが立証できれば実効性テストを免除すること、②拠点毎の実績をもって代替報告を可とする（拠点毎の実績で担保できない容量のみ実効性テストの対象とする）等の措置を検討いただき度い。</p>	<p>実効性テストの代替となる他の発動実績につきましては、発動実績としてその妥当性を担保できることを前提として、今後も検討してまいります。</p>
26	37	<p>実効性テストの省略条件として「本機関が合理的と判断した場合」と記載があるが、どのような例があるのか教えていただき度い。2024年度向けの実効性テストにおいてそのような実例があったのか。</p>	<p>実効性テストにおいて代替可能となる実績は、対象実需給年度が2024年度分～2025年度分では、実効性テストの実施年度に発動された電源 I' の実績、対象実需給年度が2026年度分以降では、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。</p> <p>例えば、対象実需給年度が2024年度の場合、2022年度に発動された電源 I' の実績が報告の対象となります。</p> <p>（参考資料） 以下URLより、容量市場業務マニュアル(実効性テスト編) (対象実需給年度：2024年度)の53ページをご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html</p>

No.	頁	ご意見	回答
27	37	「実需給年度の2年度前に実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合」に関して、発動実績が80%の達成率なら80%は認められるのか、それとも100%でないといけないのか。また複数回の発動で全て100%ではないにしても、100%の達成率があれば、100%認められるのか。	実効性テストの発動実績は代替実績を用いる場合であっても、電源等リストに登録されたリソースの実績を用いて評価を行います。また、実効性テスト（再テスト含む）を複数回受けた場合や、代替となる他の発動実績が複数ある場合は、提出する発動実績を容量提供事業者により選んでいただいでご提出いただけます。
28	37	「実需給年度の2年度前に実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合」に実効性テストを省略することができるかとされているが、電源I'は2023年度で終了予定であるため、2024年度においては発動指令電源の発動実績を活用できるとの理解でよいか。	実効性テストにおいて代替可能となる実績は、対象実需給年度が2024年度分～2025年度分では、実効性テストの実施年度に発動された電源I'の実績、対象実需給年度が2026年度分以降では、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。 例えば、対象実需給年度が2024年度の場合、2022年度に発動された電源I'の実績が報告の対象となります。 （参考資料） 以下URLより、容量市場業務マニュアル(実効性テスト編) (対象実需給年度：2024年度)の53ページをご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html
29	37	実効性テストの代用として、同一年度における実効性テスト以外の発動実績を使用することが認められているが、容量市場業務マニュアル実効性テスト編の53頁にも記載があるように、「電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源の指令）に応じた電源等」との制約がある。発動指令電源の大宗を占めるDRリソースについては、アグリゲーターを1年ごとに変更することは一般的であるため、代用は極めて非現実的であるため、個別リソースの実績でも代用可能とする等、現実的な手段を検討いただきたい。	実効性テストは、発動主体となる発動指令電源の容量提供事業者のアグリゲーターとしての能力を評価するものでもあるため、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源の指令）に応じた実績である必要があります。そのため、リソース毎に個別の実績を用いることは不可としております。
30	37	実効性テストの結果を提出することとなっていますが、小規模電源リソースにおいて、アグリゲーターが必ずしも電源のkWh買い取りを行っていません。その場合は小売電気事業者からデータ提供を頂くこととなりますが、先方に義務もなく、説明・調整が課題となっています。アグリゲーターと一般送配電との契約はありませんが、何らかの届出等により容量市場の落札者も託送システムから直接30分データを取れるようにしていただきたいです。	アセスメント等に必要データにつきましては、適切に取得をしていただけるように、ご対応をお願いいたします。
31	37	発動指令電源提供者は、本機関が指定する受付期間内に、電源等リストを提出していただきとあるが、安定電源の電源登録や期待容量登録と同時期となるのか、別途期間を示していただけるのかなど、提出期間についてご教示いただきたい。	発動指令電源の電源等リストは、2024年2月末にご提出いただく予定です。詳細につきましては、今後、業務マニュアルにて公表いたします。
32	37	容量確保契約約款（案）第14条1（2）に以下の記載が追加されました。 『※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランシンググループの形態等より、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします』 本規定は余力活用契約に関する規定事項となるため、募集要綱のP.37 契約の締結 等にも同様に、記載を追加することをご検討いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。

No.	頁	ご意見	回答
33	38	<p>実効性テストの結果やリスト提出に至らなかった理由等の事実関係の確認も踏まえて、現行の電源等登録期限の見直しをご検討いただき度い。少なくとも、8カ月間のリソース固定期間は合理的な範囲で極力短縮していただきたい。ネガワットや自家発に加え、将来の脱炭素・CN社会の実現に向けて蓄電池やEV等のグリーンなゼロエミ分散型電源を新設していきたい、そのための十分なリードタイムを確保しておきたいところ。蓄電池を含む需要側リソースの新設には需要家への説明・勧誘・合意形成等を要し、一定のリードタイムが必要なため。また、現行の限られた期間でのリソース獲得には、追加人的費用への投資を要するだけでなく、短期間で急いでリソース建設することになり、供給信頼度に影響を及ぼす可能性があるため。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
34	40	<p>原案「※発動指令の設定時間は9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）」とします。容量確保契約約款に定める「休日」が対象外ではありませんのでご注意ください。」について、容量確保契約約款に定める休日は「土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日」となっていること、「行政機関の休日に関する法律」により「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12/29～1/3」は行政機関の休日となっていること、年末年始およびお盆期間は社会通念上で実質的な休日になっていることから、デマンドレスポンスを増やしていく観点も踏まえ、「容量確保契約約款に定める休日、お盆期間」を対象外とすることが望ましいのではないか。</p>	<p>発動指令電源の対応期間等は、電気事業法第34条の2の規定に基づく使用制限を参考として検討や整理がされております。 容量市場においては、土曜日、日曜日、および祝日を除く9時から20時までを対象としております。</p>
35	41	<p>実効性テストについて、容量提供事業者が選択できるのは季節のみで、日や時間帯は選択できないこととなっているが、3か月間のうちいつ発動されるのかテスト3時間前までわからないため、電源等リストを構成する需要家等にとって相当の負担となっている。実需給年度においては、前週木曜日ないし金曜日に需給ひっ迫アラートが発せられることや公表されている広域予備率等から発動の可能性をある程度予想できるものと思料するため、実効性テストにおいても、発動の週を事前に連絡する等、実需給年度における実態に近い形で運用とされたい。</p>	<p>実効性テストは、夏季(7月～9月)もしくは冬季(12月～2月)の実施の希望時期をもとに、夏季もしくは冬季に実効性テストの実施をあらかじめお伝えします。期間中に事前予告なしでアグリゲーターへ発動指令が出されますので、それに応じて各リソースへの指令を適切に行ってください。 なお、実需給期間中の発動指令も事前予告はありませんので、本番と同様な「提供できる供給力」の蓋然性をチェックすることを実効性テストの目的としています。</p>
36	41	<p>実効性テストの目的は「容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを確認すること」と認識しているが、本目的を達成するための選択肢は、必ずしも実効性テストだけに限られないのではないか。 現状の電源 I 契約においても、実効性の確認について、ベースラインテストの内容確認や地点毎のDR対応実績の書面確認等、各TSOにおいて工夫して実施されている。容量提供事業者および需要家等にとって実効性テストは相当な負担となっているため、是非効率的なテストのあり方をご検討いただきたい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
37	41	<p>実効性テストについて、DRリソースを保有する需要家および容量提供事業者にとって相応の負担となっている中、2日連続発動の可能性のあることについて、特にDRリソースを保有する需要家から大きな負担となるとの声を多くいただいている。DRリソースの裾野を広げる観点からも、実効性テストの2日連続発動については廃止をお願いしたい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
38	42	<p>発動指令電源の調整係数とアセスメント対象容量の関係について、ご教示ください。 例：応札容量 = 2,000kW、調整係数 = 90% ⇒ 約定容量 = 1,800kWの発動指令電源について、実効性テストの結果が計量値ベースで1,500kWだった場合、 ・実効性テストの最終結果は、1,500kWとなるか、$1,500\text{kW} \times 90\% = 1,350\text{kW}$となるか、どちらになりますでしょうか。 ・実効性テスト未達により市場退出となる容量は、$1,800 - 1,500 = 300\text{kW}$となるか、$1,800\text{kW} - (1,500 \times 90\%) = 450\text{kW}$となるか、どちらになりますでしょうか。 ※安定電源・変動電源におけるアセスメント対象容量との平仄(応札容量×調整係数 = 約定容量 = アセスメント対象容量)を考えると、どちらも前者だと認識しておりますが、念のための確認です</p> <p>これに付随して、上記の例において、追加(調達)オークションから参加する発動指令電源の場合、実効性テストを先に実施することになりますが、先に実施した実効性テストが1,500kWの場合、当該アセスメント対象容量を満足するように、追加(調達)オークションでの最大約定容量は1,500kWとなる(=逆数を乗じた応札容量を設定する)という理解で正しいでしょうか。</p>	<p>個々の発動指令電源の期待容量は、調整係数を乗じる前の容量となります。 従いまして、ご質問の例では実効性テスト後の契約容量は計量値ベースの1,500kWではなく1,350kWとなり、実効性テスト未達により市場退出となる容量は450kWとなります。(計量値ベースで求められる供給力およびアセスメント対象容量は1,500kWとなります。)</p> <p>また、ご質問の例で調達オークションから参加する場合は、実効性テストの結果が計量値ベースで1,500kWであれば、期待容量および応札できる容量の上限は1,500kWとなります。1,500kWで応札して約定した場合は、約定容量および契約容量は1,350kWとなります。</p> <p>(参考資料) 第33回容量市場の在り方等に関する検討会 「資料4 発動指令電源の調整係数について」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/youryou_kentoukai_haihu33.html</p>
39	44	<p>2024年度向け容量市場メインオークション募集要綱に関する意見募集におけるNo.272の質問で「全ての市場に、全ての余力を入札していただく必要はありません。事業者において、電源の特性に踏まえた市場を決定し、小売電気事業者が活用しない余力の全量を入札していただけます。」と回答がありました。 「事業者が市場を決定し、余力の全量を入札する」という回答を踏まえると、例えばスポット市場にてアセスメント対象容量以上(余力の全量)を応札した後、需要減少や太陽光発電の増加等による計画見直しによって対象発電所に余力が発生した場合についても、1時間前市場等への応札は不要との理解で良いでしょうか。</p>	<p>各事業者におかれまして、電源の特性を踏まえて市場を決定し、小売電気事業者が活用しない余力の全量を入札していただければ問題ありません。 本機関は必要に応じて、提出された情報について安定電源の容量提供事業者に、内容を確認することがありますので適切な入札をお願いします。</p>
40	44	<p>(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札に関して、入札する量を減少できる例として、(2) 燃料制約等の制約がありますが、例えば、入札時点の段階で、最速で出力増または起動しても、アセスメント対象容量に達しない場合、変化速度や起動時間による制約として、入札する量の減少を認めていただけるでしょうか。</p>	<p>募集要綱においては、燃料制約等の制約がある場合(ただし、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された時間帯は除く)は、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとしておりますが、ご記載いただいている「変化速度や起動時間による制約」は、これに該当しないと考えます。頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
41	45	<p>「実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相對契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて、適切に提供すること」の記載について 発動指令があった時、容量提供事業者はDRリソースを有する需要家等への発動指令や計画変更手続き、市場供出、ネガワット取引先の複数の小売電気事業者への連絡等、発動指令(実需3時間前)～GC(実需1時間前)の2時間の間に極めてタイトな運用が求められている。また、ネガワット取引先の小売電気事業者においても、多数のアグリゲーターから実需給の直前に多数の計画変更が寄せられるため、小売電気事業者においても対応に苦慮する可能性がある。 発動指令電源は、(調整力と供給力という差はあるものの)現状の調整力公募(電源I')を実質引き継ぐものであると理解しているが、運用が電源I'と継続性がなく大きく異なるため、容量提供事業者にとって多大な負担となっている。DRの普及拡大の観点からも、発動指令電源(DR)にかかる仕組みについて不断の見直しをお願いしたい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
42	45	<p>ウ_ (ア) _4行目の「発電指令」は、「発動指令」だと思われず。</p>	<p>ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
43	45	<p>変動電源の自流式水力発電について、「(ア) 供給力の維持」の中で、『自然影響（日没、無風、濁水等）により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要』とあるが、ここに、「大雨・洪水に伴い濁水（土砂混濁水）が発生した際に、堆砂による導水路閉塞や砂礫による水車損傷を避けるために取水停止する」、というような、自然の直接的影響から設備を保護する場合を追加していただきたい。濁水の際にも運転を継続した場合、水車及び関連設備に対して損傷を与える可能性があり、被害状況によっては復旧のため長期間停止せざるを得ないが、その費用は容量確保契約金額では賄いきれないことは明白である。また、そういった長期間停止を招きかねない運転を行うことは、容量市場の理念にも反すると理解。</p> <p>リクワイアメントの際も、同じ自然影響でも濁水（容量停止計画再提出なし）と濁水（同提出あり、また特性上必ず提出は後日となる）で取り扱いが異なり、運用が難しい。</p>	<p>設備保護の観点から予防保全的に設備停止するのであれば、容量停止計画を提出いただけます。</p> <p>自然影響に考え方については、少雨に伴う流入量の減少により発電機が停止するケースを想定しており、急な降雨や台風接近については自然影響に該当しませんので、容量停止計画の対象になります。</p> <p>なお、異議申し立てにより妥当性が分かる資料をご提出いただければやむを得ない理由と判断する場合がありますが、個別事象についてはその都度判断いたします。</p>
44	45	<p>原案「3」継続時間＝3時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時の間）」について、容量確保契約約款に定める休日は「土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日」となっていること、「行政機関の休日に関する法律」により「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12/29～1/3」は行政機関の休日となっていること、年末年始およびお盆期間は社会通念上で実質的な休日になっていることから、デマンドリスポンスを増やしていく観点を踏まえ、「容量確保契約約款に定める休日、お盆期間」を上記継続時間の対象外とすることが望ましいのではないか。</p>	<p>発動指令電源の対応期間等は、電気事業法第34条の2の規定に基づき使用制限を参考として検討や整理がされております。</p> <p>容量市場においては、土曜日、日曜日、および祝日を除く9時から20時までを対象としております。</p>
45	49	<p>容量停止計画については、例えば事故停止や大雨等による濁水などが発生して急な停止が発生して、その停止について同計画を出しなおす前に時間が経過してしまっても、過去にさかのぼって同計画を提出すると以前問い合わせの中で回答されたが、その旨をどこかに明記してほしい（読み取りにくい）。また、平常時の容量停止計画の事後提出の場合のリクワイアメント未達成コマの乗数は、1として頂きたい。</p>	<p>容量停止計画の提出は、原則事前にご提出いただくものであり、突発的な事故等により事後にご提出いただく場合については、例外的な対応となります。</p> <p>また、平常時における容量停止計画の事後提出におきましては、供給力確保の観点に鑑み、リクワイアメント未達成コマの乗数を5としております。</p>
46	49	<p>アセスメントをいつ実施するか（毎月何日か）を明記してほしい。また「提供できる供給力の最大値の提出」については、上記項番2の関連性から、リードタイムを十分とってほしい（2週間以上が望ましい）。</p> <p>※月末時点で事故停止が発生した場合などは、まずその部分の容量停止計画を再提出し、そのうえでアセスメントを実施する流れになると考える。これは変動電源（単独）の場合、容量停止計画を出してない0出力のコマは自然影響と判断される流れになると思われるため。</p>	<p>各電源等区分に設けられた各種アセスメントにつきましては、実績や必要書類の提出期限等は、以下URLより「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要」をご参照ください。</p> <p>また、各事業者にご対応いただく内容については、可能な限り時間的余裕をとれるように努めます。</p> <p>（参考資料） https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</p>
47	50	<p>昨今の需給ひっ迫や安定的・経済的な電力供給体制が求められている状況下を勘案すると、市場を活用しないDR（経済DR）を今後さらに活用することが求められる。</p> <p>容量市場や調整力公募（電源I'）等市場活用側のDRでは原則として標準ベースラインが採用されているが、その性格上経済DRを実施するとベースラインが下がる可能性が高いため、現状の制度のままでは市場活用型のDRと経済DRの相性が悪く、経済DRの普及を阻害する可能性がある。</p> <p>例えば、経済DRの実施を明示的に証明することにより経済DR実施日をhigh4of5の直近5日間から除外する等、市場活用型のDRと経済DRとが両立するために、容量市場においても経済DRの普及を阻害しないような制度にする必要があるのではないか。</p>	<p>電力需給ひっ迫等を踏まえ、今年度実施の実効性テストにおけるベースライン算定の取扱いについては対応を行います。詳細は以下URLをご参照ください。</p> <p>https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2022/220720_oshirase.html</p>

No.	頁	ご意見	回答
48	50	<p>容量市場の実効性テスト等でDRで生み出したkWhはアグリゲーターが適切に販売等することとなっていますが、発動指令後に小売電気事業者と計画整合させるための時間が3時間と短く、DR普及の障害となっています。特に旧一電のような大手小売でない場合に、対応がかなり難しいようです。類型1-2で調整金契約に応じていただけたとしても、小売電気事業者がゲートクローズまでに計画値を変更しない場合、計画不整合を起こして不足インバランスをアグリゲーター側が負担せざるを得ない状況です。実効性テスト含め、調整力公募と同様に送配電がkWhも調整電源・調整負荷として買い取る、またはインバランス対象外とすることはできないでしょうか？</p> <p>従来の経済DRであれば前日には発動するためゲートクローズまで時間がありましたが、容量市場では3時間前でほとんど余裕がありません。また、容量市場で用いられる当日補正ありのベースラインが確定するのは当日2時間前であり、それを算定し小売電気事業者に通知するのが難しく、容量市場で用いられるベースラインと小売電気事業者に通知するベースラインが異なることも懸念されます。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
49	51	<p>1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして登録する電源について、ベースラインに関する言及がありません。第62回制度検討作業部会資料3 (p.25) の整理に従い、以下の点の記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベースラインは零ではなく、安定電源の契約容量 ・安定電源の作業時には作業を考慮した供給力評価とする 	<p>1 計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等情報の登録を行う場合は、安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値を、発動指令電源（電源側）のベースラインとして、発動実績の評価を行います。</p> <p>発動指令電源のベースラインの詳細については、容量確保契約約款別紙にて記載しておりますので、当該箇所へ記載いたします。</p>
50	40,45	<p>発動指令電源について、土日祝日を除く休日については実需給年度および実効性テストにおいて対応期間（発動あり）となっているが、対象外にしていただきたい。</p> <p>発動指令電源の多くを占める需要家DRリソースについては、年末年始等の休日は操業を行っていない需要家が大半であり、実効性を期待できない。また、発動指令電源は、（調整力と供給力という差はあるものの）現状の調整力公募（電源I'）を実質引き継ぐものであると理解しているが、電源I'においては年末年始等は発動の対象外となっており、年末年始等の休日を対応期間とする理由が不明である。</p>	<p>発動指令電源の対応期間等は、電気事業法第34条の2の規定に基づく使用制限を参考として検討や整理がされております。</p> <p>容量市場においては、土曜日、日曜日、および祝日を除く9時から20時までを対象としております。</p>
51	-	<p>1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）において、安定電源分と発動指令電源分はそれぞれ別々に約定処理がなされるのか又は、安定電源分と発動指令電源分が紐付き（セット）で約定処理されるのかご教示いただきたい。</p> <p>仮に前者の場合、発動指令電源分が未約定の場合でも、安定電源分が約定する可能性はあるのかや、その逆に、安定電源分が未約定となり、発動指令電源分が約定する可能性もあるのかなどについてご教示いただきたい。</p>	<p>1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）において、安定電源と発動指令電源は応札単位が異なるため、別々に約定処理されます。</p>
52	-	<p>応札容量が安定電源分 > 発動指令電源分となる電源では、安定電源分が未約定で、発動指令電源分が約定した場合、約定量（発動指令電源分）を供出不可（最低出力以下）となる可能性が想定される。そのため、このような電源に関して、安定電源分と発動指令電源分が紐付き（セット）で約定処理されない場合、事業者にて発動指令電源分のみが約定されることを回避する必要があるとの認識がよい。</p>	<p>1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）において、安定電源と発動指令電源は応札単位が異なるため、別々に約定処理されることを踏まえて、応札内容については各事業者が判断するものとなります。</p>
53	-	<p>発動指令電源のリクワイアメントでは、属地一般送電事業者による発電指令は高需要期に限定せず年間12回、3時間継続、3時間前指令とされているが、1計量単位にて安定電源（火力電源）に加えて、定格を超えて一次的な増出力分を発動指令電源の1リソースとして約定した火力電源について、発動指令電源分の供出(指令)は当該火力電源が定格で運転していることが前提と考えているがこの理解であっているか。（定格運転でない場合、安定電源分と発動指令電源分の切分けやリクワイアメント管理が困難と思料）</p> <p>上記の理解で良い場合、発動指令電源（火力電源）への指令は、当該安定電源の定格運転が予定されている状況で、さらなる出力が必要とされる場合限り、3時間前に発動指令がされる旨、要綱への反映をいただきたい。</p>	<p>これまでの整理に基づき、当該地点の発動実績から安定電源のアセスメント対象容量を差し引いた供給力が、発動指令電源の実績となります。</p>